

## 「展示コーナー」ご利用案内

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団  
京都市東部文化会館

### 1 「展示コーナー」について

展示コーナーは開館以来、山科の伝統産業品を展示しておりましたが、東部文化会館を利用して創作文化活動をされている方をはじめ、山科・醍醐地域の皆様の作品を展示する場として新たに活用していくこととなりました。

### 2 申込みできる方

「展示コーナー」を使用できるのは次の(1)～(5)のいずれかにあてはまる方です。

- (1) 会館を利用して創作文化活動をされている方または団体
- (2) 山科・醍醐地域に在住されている方または主たる事務所を置く団体
- (3) 山科・醍醐地域に関する作品を展示される方または団体
- (4) 山科・醍醐地域にゆかりのある方または団体
- (5) その他、館長が適当と認める方または団体

### 3 使用期間

使用期間は、原則としてその月の1日から末日までとします。

(1日が休館日の場合は翌開館日から、末日が休館日の場合はその直前の開館日までとします。)

休館日は、毎週火曜日(休日の場合はその後最初に到来する休日でない日)並びに12月28日から1月4日までです。

### 4 使用料

無料

### 5 申込方法

「展示コーナー」の使用を御希望される場合は、「使用申込書」に使用を希望する期間等を御記入のうえ、展示する内容がわかる図面や写真等を添えて、東部文化会館の窓口へ提出してください。御提出いただいた図面や写真等については、返却いたしませんので、予め御了承ください。

### 6 申込期間

使用申込みは、御希望される月の3箇月前の1日(休館日の場合は翌開館日)から受け付けます。

使用期間の開始日の3箇月前の1日(休館日の場合は翌開館日)を受付初日とし、その日に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定します。

受付初日の受付後、空いている場合は次の開館日より、随時、先着順で受け付けます。

注：休館日は受け付けをいたしません。

## 7 申込時間

午前9時から午後7時まで

注：受付初日については午後4時30分までの受け付けとなります。

## 8 使用できる施設

別図のとおりです。

## 9 使用承認

「使用申込書」を御提出いただいた後、使用承認を決定したときは、「使用承認の通知書」を交付いたします。使用承認後の使用期間の変更はできません。また、使用を承認できない場合は、その旨をお知らせいたします。

## 10 使用承認できない場合

展示しようとするものが、次にあてはまる場合は使用承認できません。

- (1) 商業広告を目的とするもの
- (2) 宗教宣伝を目的とするもの
- (3) 特定個人及び団体の政治的活動又は選挙運動を目的とするもの
- (4) その他、公序良俗に反する等、館長が展示にふさわしくないと認めるもの

## 11 使用の取消し

虚偽の申込みをした場合又は正当な理由なくして館長の指示に従わない場合は使用を取り消すことがあります。

## 12 使用の手順

- (1) 展示物の搬入  
日時を会館と調整のうえ御自身で搬入し展示してください。
- (2) 展示物の搬出  
日時を会館と調整のうえ使用月末日までに、御自身で展示物を撤去し搬出してください。  
※搬入、搬出は会館事務室で鍵の貸出しを受け、開館時間内に行ってください。

## 13 使用上の注意

- (1) 展示物の搬出入にあたっては、周囲の状況に十分注意して行ってください。
- (2) 搬出入の後は、会館担当者の確認を受けてください。
- (3) 使用終了後は、館長の承諾を得た場合を除き、原状に回復して明け渡してください。
- (4) 設備等を毀損又は滅失したとき、又は使用にあたって著しく汚損したときは、損害を賠償していただきます。
- (5) 展示物に損害が発生した場合も、会館は損害賠償等の責任は負いかねますので、予め御了承ください。

○平成28年度の使用期間及び申込受付開始日

使用期間	申込受付開始日《受付初日》
平成28年7月1日(金)～31日(日)	平成28年4月1日(金)
平成28年8月1日(月)～31日(水)	平成28年5月1日(日)
平成28年9月1日(木)～30日(金)	平成28年6月1日(水)
平成28年11月10日(木)～30日(水)	平成28年8月1日(月)
平成28年12月1日(木)～26日(月)	平成28年9月1日(木)
平成29年1月5日(木)～30日(月)	平成28年10月1日(土)
平成29年2月1日(水)～27日(月)	平成28年11月2日(水)
平成29年3月1日(水)～31日(金)	平成28年12月1日(木)

